市町村立小・中・義務教育・特別支援学校長様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長 (公印省略)

#### 令和6年分年末再調整に係る給与報告等について(通知)

日頃、県費負担教職員等に係る給与等支給事務につきまして、格別の御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年分年末再調整に関する報告については、下記のとおり事務処理をお願いいたします。

記

### 1 対象者

- (1) 年末調整の報告内容に変更がある者
- (2) 年末調整以降、新たに任用された者

## 2 市町村立学校給与等報告システムでの報告

(1) 入力期間

報告期間	令和6年12月16日(月)~令和6年12月25日(水)
システム稼働時間	午前7時から午後10時まで

### (2) 報告内容

### 年末調整申告情報画面

- ①年末調整申告情報 ②基本情報\* ③本人申告
- ④扶養控除申告 ⑤所得金額調整控除申告 ⑥保険料申告
- ⑦住宅借入等特別控除申告 ⑧給与支払者報告用本人情報

### 前歴情報画面

①職員前職歴 (年末調整) 情報

## 扶養親族情報画面

#### ①扶養控除申告情報

年末調整時の内容が表示されますので、再調整が必要な箇所の正しいデータを<u>上書き</u>で修正報告してください。年末調整時のデータとの差額を入力しないよう御注意ください。

全ての報告終了後、「随時帳票・ファイル出力」画面から「年末調整確認一覧」を印刷 し、報告内容が正しいか確認の上、所属控としてください。県費事務担当への提出は不要 です。市町村立学校給与等報告システムに関することについては、「令和6年分年末調整 事務処理要領」を御確認ください。

#### (3) 市町村立学校給与等報告システムヘルプデスク

システムの接続や操作方法については、下記窓口へお問い合わせください。

電話番号	① 0 5 0 - 3 1 5 5 - 1 4 5 7
	2050 - 3503 - 6720
受付時間	午前8時45分~午後5時
電子メール	helpdesk@rit-inc.net

#### (4) その他留意点

- ア 市町村立学校給与等報告システム報告期限後に子どもの出生等があった場合は<u>1月</u> **給与報告期間中**に扶養親族情報画面から報告を行ってください。また、手計算給与 報告書(給与修正報告書1)を作成し、県費事務担当まで御提出ください。
- イ 削除した扶養親族を再度登録する際のシステムの報告方法については、別添資料を 参考に報告を行ってください。

#### 3 郵送または持参での提出書類について

(1) 提出期限

令和6年12月25日(水) ※必着

※ 御持参いただいた場合でも、その場での内容確認はできませんので御了承ください。

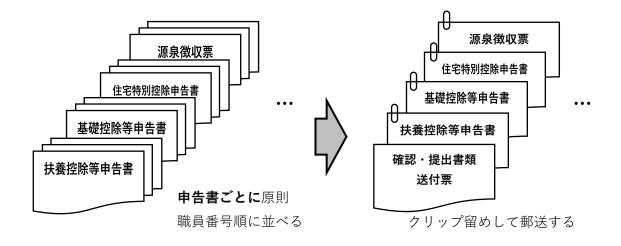
### (2) 提出書類

- □ 年末(再)調整確認・提出書類送付票(別紙)
- □ 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
  - … 扶養親族等(自己該当も含む)の申告がある者
    - ※ 前職報告のみの申告の場合は、提出不要です。
    - ※ 扶養親族等(自己該当も含む)の申告があり、かつ前職報告がある者は、扶養 控除(異動)申告書の裏に源泉徴収票を貼って提出してください。
    - ※ 源泉徴収票の余白に、所属所コード及び職員番号のゴム印を押印又は記載してください。
    - ※ 定額減税に係る申告に伴い、年少扶養のみの場合でも提出が必要となります。

- □ 給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼年末調整に係る 定額減税のための申告書兼所得金額調整控除申告書
  - … 以下のいずれかの申告がある者のみ
- ・配偶者(特別)控除 ・寡婦/ひとり親控除 ・配偶者定額減税 ・所得金額調整控除
- □ 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書 … 該当者全員
- □ 年末調整に係る調整報告書 … 該当者全員
- □ 令和6年分源泉徴収票
  - … 前職報告がある者
    - ※ 前職報告のみの者の場合、扶養控除(異動)申告書の提出は不要です。
    - ※ 源泉徴収票の余白に、所属所コード及び職員番号のゴム印を押印又は記載してください。
- ※ 提出する申告書、添付書類はすべて写しとします。
- ※ 提出する申告に係る証明書類も写しを添付してください。

誤って原本を提出した場合は、原則として直接取りに来ていただきますので御注意願います。

- ※ 各申告書は、種類ごとに職員番号順に並べてクリップで留めてください。
- ※ 常勤職員と会計年度任用職員の書類を併せて送付する場合は、区別できるよ
  - う (例:付箋を付ける、クリアファイルを分ける等) に提出してください。



※ 個人情報を含む大変重要な書類ですので、郵送の場合は、確実に到達する方法 提出されるよう、御協力願います。 ○ 提出先住所

**〒330-0074** 

さいたま市浦和区北浦和 5 - 6 - 5 浦和合同庁舎 3 階 教職員課県費事務担当 宛

- ※ 埼玉県庁の住所とは異なります。また、住所を省略しての郵送はできません。
- ※ 郵送の際は、住所の記入誤りに十分御注意ください。

### 4 注意事項

(1) 各申告書、報告書の作成について

職員から提出された各申告書の確認、年末調整システムでの報告にあたっては、「令和 6年分年末調整事務処理要領(教職員課作成)」や「令和6年分年末調整のしかた(国税 庁作成)」を御参照ください。

※ 県費事務担当への問い合わせは、原則、質問票を使用してください。

お問い合わせの際は、令和6年分年末調整事務処理要領の「よくある質問」を 御一読いただいてからお願いします。

また、対応できるものは報告方法に関する事項のみです。

<u>税制や年末調整のしかたについては国税庁ホームページを御参照いただくとともに、</u> 所管する税務署へお問い合わせいただくようお願いいたします。

(2) 令和7年1月1日以降に扶養親族の異動があった場合の報告について

令和7年1月1日以降に生じた扶養親族の追加・修正等は、<u>2月給与報告時</u>に市町村 立学校給与等報告システムの「扶養親族情報」から報告してください。(例 R7.1.3 生ま れの子の報告等)

(3) 配偶者の収入金額について

配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受ける職員については、改めて配偶者の収入 金額を確認し、変更があった場合は、必ず報告してください。

- (4) 年内に還付された産前産後休暇中の掛金の報告について 令和6年中に産前産後休暇による掛金の還付があった場合は、「年末調整に係る調整報 告書」での報告は不要です。誤って報告しないよう、注意してください。
- (5) 令和7年度分住民税特別徴収に係る住所について 令和7年度分の住民税は、令和7年1月1日現在の住民登録地で課税されることとな

りますので、<u>給与管理システム上の住所を令和7年1月1日現在の住民票上の住所と一</u>致させておく必要があります。

現時点で給与マスタの住所と住民票上の住所が異なる場合及び、令和7年1月1日までの間に住民票上の住所に変更が生じた場合は、令和7年1月給与報告までに必ず住所の修正報告を行ってください。

令和7年1月2日以降の住所の変更については、適用年月日を1月2日以降にして報告してください。

- ※ 例年、給与マスタの住所と住民票上の住所が異なっていることで、住民税の事務処理 に支障を来す事例が多数発生しております。転居や住民票の異動があった職員に関し ては、必ず確認をお願いします。
- (6) 手計算対象者の年末再調整

「令和6年分年末調整事務処理要領」を参照の上、報告してください。

#### (7) その他

海外に派遣されている職員、令和6年中に休業・休職等により給与等の支給がない職員や年末調整後に新たな発令があった職員について、データ処理の都合上、年末再調整時に報告がない場合でも年末調整支払簿兼確認簿が出力される場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

担 当:県費事務担当 津金澤

電 話: 048-825-0010 FAX: 048-825-0013

E-mail: a6660-09@pref.saitama.lg.jp

# 内容を確認のうえ、□にチェックを入れてください。

# 本様式を印刷し、2枚全てを提出してください。

(別紙)

令和6年 月 日

教職員課県費事務担当 宛

# 年末(再)調整確認・提出書類送付票

所属所コー		- ド	
所	属	所	
所	属	長	
担	当	者	
電	話 番	号	

以下のとおり内容を確認しましたので、報告します。

## 1 申告について

「年末調整」提出	回目
「年末再調整」提出	回目

# 2 今回送付する書類について ※提出する申告書及び添付書類はすべて写しとしてください。

扶養控除等(異動)申告書	名分
源泉徴収票(前職がある場合のみ)	名分
基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼年末調整に 係る定額減税のための申告書兼所得金額調整控除申告書	名分
住宅借入金等特別控除申告書	名分
年末調整に係る調整報告書	

# 3 所属における申告書及び添付書類の確認状況について

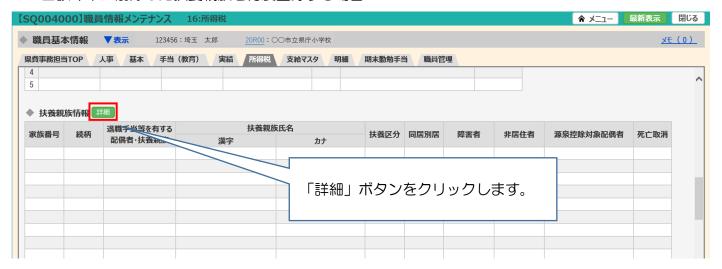
全申	告書共通	
	申告書の左上に学校コード、右上に職員番号のゴム印が押印されているか	
給与	所得者の扶養控除等(異動)申告書	
※前	職報告のみ申告の場合は県費事務担当への提出は不要です。	
	扶養親族の生年月日を確認したか	
	控除対象扶養親族の所得額は48万円以下になっているか	
	所得の見込みがない場合は空欄とせず、0円と記入しているか	
	前職報告に係る源泉徴収票(写)の余白に、所属所コード及び職員番号のゴム	

	(333120)
	印を押印又は記載し、申告書の裏面に貼り付けたか
	(扶養親族等(年少扶養・自己該当も含む)の申告があり、かつ令和6年中に
	前職がある場合)
	控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税の
ため	の申告書兼所得金額調整控除申告書
	【基礎控除】すべての職員について、申告書欄に記載があるか
Ш	【配偶者控除】合計所得金額の見積額、控除額は正しく記載されているか
	【配偶者定額減税】所得者と配偶者の所得金額が要件を満たす場合、配偶者定
	額減税欄にチェックを記入しているか
П	【所得金額調整控除】扶養控除の対象でない扶養親族を申告する場合、個人番
	号記入シートも提出しているか
給与	所得者の住宅借入金等特別控除申告書
	連帯債務となっている場合、備考欄に他の連帯債務者からの申告があるか
	※負担すべき割合が記載された控除証明書の添付をする場合には、「備考」欄へ
	の連帯債務者に関する事項の記載は不要
	記入内容、控除額の計算は正しいか
	本人宛の残高証明書(写)を添付したか
令和	6年分源泉徴収票(写)
	前職報告のみの申告の場合、源泉徴収票(写)だけ提出しているか
	源泉徴収票(写)の余白に、所属所コード及び職員番号のゴム印を押印又は記
	載したか
給与	・ 所得者の保険料控除申告書 ※県費事務担当への提出は不要です。
	各種控除申告について、証明書類( <b>令和6年分</b> )の添付があるか
	保険料支払額は12月末時点の「申告(予定)額」を記入しているか
	保険料の控除額は区分ごとに正しく計算されているか
	※ 算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます
	生命保険・年金保険料控除の「新・旧」区分は正しいか
	団体生命に該当する保険がある場合、内容に誤りがないか
	また、確認した旨を「給与の支払者の確認」欄で明らかにしているか
	【小規模企業共済等掛金控除等】契約者・支払者ともに本人であるか
	【社会保険料控除】国民年金保険料について証拠書類の添付があるか
	また、公立学校共済組合任意継続掛金について掛金額の確認を行ったか
	【社会保険料控除】令和6年度中に支払われたものであるか
	※前納された国民年金保険料について、各年分の保険料に相当する額を各年にお
	いて控除する方法を選択した場合を除く

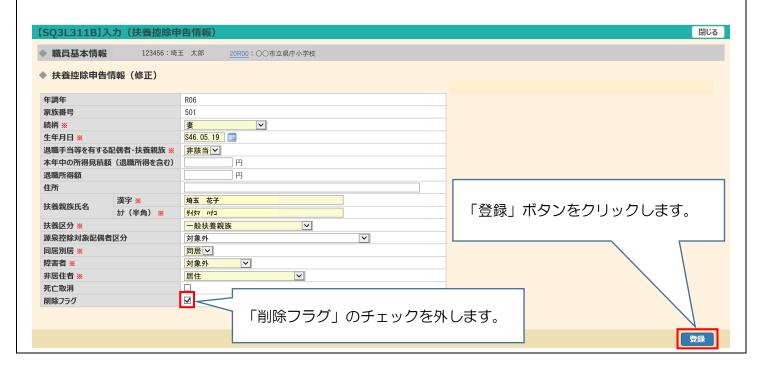
### 別添資料 削除した扶養親族を再度登録する場合

年末調整期間や昨年以前に所得超過等で扶養親族から削除した扶養親族を、再度扶養親族として報告する際には、扶養親族情報画面から登録を行うことで、家族番号を新たに付与することなく再度扶養親族として登録することができます。

1 当該年中に削除した扶養親族を再度登録する場合







# 2 昨年以前に削除した扶養親族を再度登録する場合

